

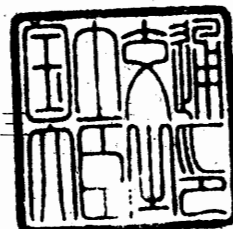
**交通政策審議会への諮問及び
海事分科会への付託について**



国海総第413号
平成19年2月8日

交通政策審議会
会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣
冬 柴 鐵



交通政策審議会への諮問について

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第11条第9項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第51号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第11条第9項の規定に基づき国土交通大臣が定める平成19年度の納付金率について

諮問理由

平成19年度の納付金率を定めるにあたり、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第11条第9項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。



国交政審(海)第3号
平成19年2月9日

交通政策審議会海事分科会
会長 馬田 一 殿

交通政策審議会
会長 御手洗 富士夫



交通政策審議会海事分科会への付託について

国土交通大臣から本審議会に対し諮問第51号「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第11条第9項の規定に基づき国土交通大臣が定める平成19年度の納付金率について」がありましたので、交通政策審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき海事分科会において審議され、その結果を報告されるようお願いいたします。